

全柔連発第 28-0083 号  
平成 28 年 4 月 18 日

都道府県柔道連盟（協会）会長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟  
審判委員長 西田 孝宏  
(公印省略)

### 国際柔道連盟試合審判規定 (IJF 審判ルール) の変更について

平素より柔道の普及・発展のために積極的な審判活動を推し進めて戴きまして深く感謝致します。

さて、IJF 審判ルールに関しましては、本年開催されるリオデジャネイロオリンピックまで、大きな改訂・改正をしないこととしておりましたが、2015 年 1 月にスペイン【マラガ】で開催されました「IJF 審判セミナー」におきまして、その改正点が示され、「IJF ルール (2014-2016) テクニカルアセスメント (IJF ルールの修正)」に纏められ、各国の柔道連盟に公布されました。更に、本年 1 月末、講道館で行われました審判セミナーにおきまして、その一部に更に若干の修正が加えられ本年行われるオリンピックへ反映されることとなりました。

全日本柔道連盟審判委員会におきましても、改訂されたルールが、リオデジャネイロオリンピックにおける正式な規定として運用されることから、できるだけ迅速にその情報を発信させて戴くこととなりました。

そこで、上記「IJF テクニカルアセスメント【和訳版】\*特に肩三角固めにつきましては、大きな改正点です。ご注意ください」を送付するとともに、全日本柔道連盟ホームページにもアップ致します。また同時に、「(2014-2016) 国際柔道連盟試合審判規定 (和訳ガイド付き)」の若干の修正 (全日本柔道連盟 HP へ記載) も加えましたので下記に記載させていただきます。各都道府県柔道連盟審判委員会へのご連絡、所属審判員への普及・徹底を宜しくお願い致します。

#### 記

(2014-2016) 国際柔道連盟試合審判規定【和訳・ガイド付き】における削除、訂正

#### ◆第 9 条 試合の場所 (場内) ◆

試合は、試合場内で行うものとする。投技の動作は、両方の試合者が試合場内にいること。少なくとも取が試合場内にいるときに始まらなければならない。両試合者が、ともに試合場外にいる場合に施されたいかなる技も無効とする。

~~一方の試合者の身体が少しでも試合場内に触れている場合は、全ての動作が有効であり、試合は継続される。(「待て」は宣告しない)~~

#### 例外

- a) ~~一方の試合者のみが試合場内にいる状態から投技を施し、技を施す過程で両試合者ともに試合場外に出た場合、投技に継続性があるときは技の評価対象とする。~~  
~~類似する例として、一方の試合者のみが試合場内にいる状態で、試合場内の試合者~~

が投技を施し、試合場外にいる試合者が瞬間的に返し技を施した場合、その動作に継続性があるときは技の評価対象とする。

- a) 寝技では、試合場内で抑え込みが宣告された場合、試合場外に出ても抑え込みは継続される。
- b) 投技が試合場外で決まった後、直ちに一方の試合者が試合場外で抑え込み、絞技、関節技を施した場合、これらの技は認められる。寝技の際、受が上述されている技を返した場合、継続性があればその技も認められる。  
試合場内で技が始まった関節技、絞技に効力が見られる場合、両試合者が試合場外に出てもしばらく継続させる。

#### ◆第19条 試合の終了◆

1. 主審は、本条項に記載されている状況となったとき、「それまで」と宣告し、試合を終了させる。「それまで」と宣告したとき、主審は、試合者がその宣告に気付かずに試合を続けることのないよう、常に試合者を視野に入れておく。

主審は、必要に応じて、試合結果を示す前に、試合者に柔道衣を直させるべきである。主審が第8条に記載されている動作によって試合結果を示した後、試合者はそれぞれ一歩下がり、礼をした後、試合場横の定められた安全地帯から退場する。

試合者が試合場から退場する際、柔道衣を正しく着用していなければならない。

試合場内では柔道衣を脱ぐこと、あるいは帯を解いてはならない。

2名の副審は、主審が誤って違う試合者に勝ちを示したとき、主審と副審が試合場を離れる前に、主審に訂正させなければならない。~~その後は試合結果を変更できない。~~

(追加) 審判員が試合場を降りた後でも、結果に誤りがあり、その原因が明らかに人為的なミス(タイムキーパーの記録違いなど)である場合は、試合者を再度試合場にあげて勝者宣告のやり直し、もしくはGSからの試合再開ができることとする。

審判委員会の委員がその間違いに気付いたとき、訂正を指示するために主審、副審を呼ぶことができる。

主審と副審による三者多数決によって判断され、全ての動作や判定が、審判委員会の委員によって合意を受けた場合、その判定は最終的なものであり抗議は許されない。

#### 【問い合わせ先】

メールアドレス [shinpan@judo.or.jp](mailto:shinpan@judo.or.jp)

FAX 03-3818-5447

以上